

原告 齋田友雄外19名
被告 群馬県知事外1名

証 拠 説 明 書

2006(平成18)年10月6日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 野 上 恭 道

ほか39名



号 証	標 目	(原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
甲D第1号証	H14 ダムサイト地質調査解析業務報告書	写	平成15年3月	応用地質株式会社
	立 証 趣 旨			
1) ダムサイト地盤の地形・地質の概要。 2) 吾妻川、上・中流部の河川形成史(急速な下方浸食の進行)。 3) ダムサイトには、高角度の3本の大亀裂の存在が想定され、また無数のシーテイング節理が発達していること。 4) 左岸には擾乱帯、右岸には熱水変質帯が存在していること、及び、これらの岩級区分は、いずれも「CL級」であり、ダムの取付部の岩盤としては不適格であること。 5) 前記3)の状況から、兩岸の各高角度の亀裂の川側は、高透水帯を形成していること。 6) 「シーテイング節理が頻繁に連続して発達しているようであれば、ダム基礎岩盤のせん断強度を大幅に減少させる可能性がある」(92頁)と指摘されていること。 7) 左岸の河床標高部の高透水帯は、上・下流方向に連続している可能性があることと指摘されていること。 8) 高角度亀裂の山側の状態を含め、亀裂の性状等について、なお調査が必要と				
号 証	標 目	(原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第2号証	H15 ダムサイト地質調査(その1)報告書	写	平成16年3月	応用地質株式会社
	立 証 趣 旨			
1) 甲D第1号証の提言に基づいて作成された左岸の地質調査報告書であること。 2) 左岸の河床標高(480~500m)付近では、上・下流方向に低角度の開口性割れ目が連続していて、高透水帯を形成していること。 3) 上記2)の状態は、「基礎岩盤全体のせん断強度に大きな影響を与える」(131頁)こと。 4) さらに、左岸の詳細な地質調査等が必要とされていること。 5) 甲D第1号証の報告書が想定した「想定クラック」(原告らのいう「3本の高角度亀裂」)の外側にも、高透水帯が存在すること。				

号証	標目	(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
同第3号証	H15 ダムサイト地質調査(その2)報告書	写	平成16年3月	パシフィックコンサルタンツ株式会社
	立証趣旨			
	1) 甲D第1号証の提言に基づく右岸の地質調査報告書であること。 2) 右岸地山深部の高透水ゾーンは、Da2沿いの高角度割れ目沿い、及び下流側、山側に低角度で傾斜する地質構造沿いにあること。 3) 地山地下水位は、山側の27軸で標高565m付近、川側の23軸付近で同480m付近にあり、断面上では、地下水瀑のような動水勾配を示していること。 4) 貫入岩脈沿いに高透水帯が確認され、上下流方向への水みちが形成されている可能性があること。			
号証	標目	(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
同第4号証	H15 ダムサイト地質調査(その3)報告書	写	平成16年11月	日本工営株式会社
	立証趣旨			
	1) 甲D第1号証の提言に基づく左岸の調査報告書であること。 2) 左岸では、表層に近いところを「第一地下水位」、河床標高の水位を「第二地下水位」とし、その中間にも「中間水位」が存在するという、高透水帯の多重構造が認められること。 3) 甲D第2号証の調査結果を補強するものとして、左岸の河床標高には広範囲に地下水の連通性が確認されていること。 4) 当ダムでは、河床レベルでの高透水岩盤の性状と分布の調査が、なお必要とされていること。 5) ダムサイトの安山岩類は「陸上起源の堆積物である可能性がある」(83頁)とされ、陸成であると判断されており、ダムサイトの岩盤としては不適であること。			
号証	標目	(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
同第5号証の1	「土地分類基本調査 草津 国土調査」抜粋	写	平成10年	群馬県
	立証趣旨			
	1) ダムサイトの八ツ場層安山岩類は、陸成であること。即ち、「草津」によれば、「吾妻溪谷の絶壁は吾妻川兩岸の標高500～700mの斜面に帯状に認められる。この地域の岩盤は、後期中新世に堆積した陸成の溶岩や火砕岩層から構成される。」とされていること(13頁)。なお、「八ツ場層」の地質時代区分は、今日では、「新第三紀鮮新世」と判定されており、「中新世」との主張をするものではない。			

号証	標目	(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
同第5号証の2	前同「草津」の「表層地層図」		平成10年	群馬県
	立証趣旨			
	1) ダム堤体の右袖部から、直下流で吾妻川を斜断する断層の存在が示されていること。			
号証	標目	(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
同第6号証	「八ツ場ダム 上流ロックフィルダム案 予備検討」 抜粋	写	昭和49年2月	株式会社ユニック
	立証趣旨			
	1) 建設省は、昭和49年当時、八ツ場ダム予定地が重力ダムの建設地としては、不適切で安全性に不安があったことから、ロックフィルダム建設の検討を行い、地質調査会社に「ロックフィルダム案」の検討をさせていたこと。 2) 同報告書には、右岸の「熱水変質部の規模はかなり大きく、上流案ダムをコンクリート形式とすることは技術的に懸念される程である。また、ダム下流部に河床を横断する上流下がりの約3m厚さの断層が地表部で確認されている。」とあり、国会答弁の事実が確認されていること。			
号証	標目	(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
同第7号証	第63国会 衆議院地方行政委員会会議録 抜粋	写	昭和45年6月	衆議院
	立証趣旨			
	1) 建設省は、当時、上流地点には、「川原湯温泉に続くいわゆる熱変質をした地質」、「河床を横断する3メートルの岩の断層」、「岩盤に節理が非常に多い」などの事実を挙げ、「ダムの基礎地盤としてはきわめて不安定」、「大型ダムの建設場所としてはきわめて不安な状況である」旨の報告書を文化庁に提出しており、文化庁の内山正文化財保護部長は、衆議院地方行政委員会で、この旨答弁をしていた事実。 2) 当時の建設省河川局川崎精一河川課長も、その席で、「先ほどのお話の通りでございます。」と答弁していること。			
号証	標目	(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
同第8号証	第65国会 衆議院予算委員会第5分科会会議録 抜粋	写	昭和46年2月	衆議院
	立証趣旨			
	第65国会 衆議院予算委員会第5分科会において、文化庁内山正文化財保護部長は、「上流地点に場所を変えての検討をお願いしておったわけですが、その地点は必ずしも地質的に適当でないという結論が出ました。」と答弁。建設省が、上流案を一旦は中止した事実があること。			